

保険金・給付金をお支払いできない場合について

1. 責任開始時前の発病の場合

入院給付金などは、一般に契約(特約)の責任開始期(復活の場合は復活日)以後に発病した病気、または責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合が支払対象となります。したがって、責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合には、お支払いできません。

2. 告知義務違反による解除の場合

契約または復活の際には、現在の健康状態や職業・過去の病歴・身体の障害状態などについて、被保険者ご自身に正確に告知していただく必要があります。(告知義務)

契約の際に、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、契約が解除となり、保険金・給付金などのお支払い、または保険料の払込免除の取扱いができません。

なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由が責任開始期より2年以内に発生していた場合には、契約を解除することがあります。

ただし、保険金・給付金などの支払事由の発生が解除の原因となった事由によらない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

！ ご注意

生命保険募集人(募集代理店を含みます。)に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反で契約が解除となる場合があります。契約または復活の際の告知事項については、必ず正確に告知していただきますようお願いします。



3. 重大な過失などによる免責の場合

保険金・給付金の支払事由が発生していても、被保険者の重大な過失などによるものである場合には、災害死亡保険金などはお支払いできません。

災害死亡保険金の免責事由には、以下の項目があります。

- ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- ② 受取人の故意または重大な過失によるとき。
- ③ 被保険者の犯罪行為によるとき。
- ④ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ⑦ 地震、噴火または津波によるとき。
- ⑧ 戦争その他の変乱によるとき。

※保険金・給付金の種類により免責事由は異なります。詳しくは「ご契約のしおり-定款・約款」をご覧ください。

災害死亡保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由※に該当しないときは、死亡保険金は支払対象になります。

※①責任開始期(復活を含みます。)から所定の期間内の被保険者の自殺、②契約者または受取人の故意によって被保険者が死亡したとき。